

規 約

イオンリート投資法人

イオンリート投資法人規約

第1章 総 則

第1条 (商号)

本投資法人は、イオンリート投資法人と称し、英文では AEON REIT Investment Corporation と表示する。

第2条 (目的)

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として特定資産（投信法に定めるものをいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。

第3条 (本店の所在地)

本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (公告方法)

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 投資口

第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び投資主との合意による自己の投資口の取得)

1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。
2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口（以下「自己投資口」という。）を有償で取得することができるものとする。

第6条 (発行可能投資口総口数)

1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、1,000 万口とする。
2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100 分の 50 を超えるものとする。
3. 本投資法人は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上でその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1 口当たりの払込

金額は、執行役員が決定し、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。

第7条 （投資口の取扱いに関する事項）

本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手続き、その他の投資口に関する手続き及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める「投資口取扱規程」による。

第8条 （投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000 万円とする。

第3章 投資主総会

第9条 （招集）

1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。
2. 本投資法人の投資主総会は、2017年9月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの9月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。
3. 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。
4. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
5. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第10条 （議長）

本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。

第 11 条 （決議）

1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数によって行う。
2. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主 1 人を代理人としてその議決権を行使することができる。
3. 前項の場合において、投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。

第 12 条 （書面による議決権の行使）

1. 書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。
2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第 13 条 （電磁的方法による議決権の行使）

1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。
2. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第 14 条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から 2 週間以内に、総発行済投資口の 100 分の 1 以上の投資口を 6 ヶ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法

人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

第15条 （基準日等）

1. 第34条に定める決算期から3ヶ月以内に開催される投資主総会において権利を行使することができる投資主は、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。また、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。
2. 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 執行役員及び監督役員

第16条 （執行役員及び監督役員の員数）

本投資法人の執行役員は1人以上、監督役員は2人以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。

第17条 （執行役員及び監督役員の選任及び任期）

1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任する。
2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げない。また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。
3. 補欠の役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、その直前に役員が選任された投資主総会）において選任された被補欠者で

ある役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

第 18 条 （執行役員及び監督役員の報酬の支払に関する基準）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとする。

- (1) 執行役員の報酬は、1 人当たり月額 100 万円を上限として、役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の月末までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。
- (2) 監督役員の報酬は、1 人当たり月額 100 万円を上限として、役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の月末までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。

第 19 条 （執行役員及び監督役員の投資法人に対する損害賠償責任の免除）

本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

第 5 章 役員会

第 20 条 （招集等）

1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人がこれを招集する。
2. 役員会招集権を有しない執行役員又は監督役員は、投信法の規定に従い、役員会の招集を請求することができる。
3. 役員会の招集通知は、役員会の日 3 日前までに執行役員及び監督役員の全員に対して、発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
4. 執行役員及び監督役員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで役員会を開催することができる。
5. 役員会の議長は、執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち 1 人がこれに当た

る。

第 21 条 （決議等）

1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 22 条 （役員会規程）

役員会に関する事項については、法令又は本規約に定めるもののほか、役員会において定める「役員会規程」による。

第 6 章 会計監査人

第 23 条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任する。

第 24 条 （会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、就任後 1 年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなす。

第 25 条 （会計監査人の報酬の支払に関する基準）

会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期（第 34 条に定義する。以下同じ。）ごとに 3,000 万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、会計監査人から投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した後、会計監査人の請求を受けてから 1 ヶ月以内に、会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。

第 26 条 （会計監査人の投資法人に対する損害賠償責任の免除）

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める会計監査人の損害賠償責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

第7章 資産運用の対象及び方針

第27条 （資産運用の基本方針）

本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。

第28条 （投資態度）

1. 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保のため、基本的に運用資産を長期保有するものとする。
2. 本投資法人は、主として商業施設及び物流施設並びにこれらの関連施設の用に供され又は供されることが可能な不動産（複数の不動産が一体的に開発又は利用されている場合を含む。）が本体又は裏付けとなっている資産に投資を行うものとする。
3. 本投資法人は、日本国内及び海外での投資を行うものとする。海外での投資に際しては、マレーシアを含むアセアン地域（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアをいう。）及び中国を中心に、その他人口が増加傾向にある等中長期的に経済発展が見込める国・地域も中心的な投資対象エリアとする。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超える当該発行済株式又は出資を取得することができるものとする。
5. 本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする方針によるものとする。

第29条 （資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）

1. 本投資法人は、第27条に定める基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。

(1) 不動産

(2) 次に掲げる各資産（以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。）

- ① 不動産の賃借権
- ② 地上権
- ③ 外国の法令に基づく（1）又は（2）①若しくは②に掲げる資産
- ④ 不動産、不動産の賃借権、地上権又は③に掲げる資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）
- ⑤ 不動産、不動産の賃借権、地上権又は③に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ⑥ 不動産に関する匿名組合出資持分（当事者の一方が相手方の行う（1）又は（2）①乃至⑤に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。以下同じ。）
- ⑦ 信託財産を主として⑥に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ⑧ 外国の法令に準拠して組成された④乃至⑦に掲げる資産と同様の性質を有する資産
- ⑨ 投信法第 194 条第 2 項に規定する場合において、海外不動産保有法人のうち、資産の全てが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く。）が発行する株式又は出資

(3) 不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの（なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとする。）（以下「不動産対応証券」と総称し、不動産等及び不動産対応証券を併せたものを「不動産関連資産」と総称する。）

- ① 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）に定める優先出資証券をいう。）
- ② 受益証券（投信法に定める受益証券をいう。）
- ③ 投資証券（投信法に定める投資証券をいう。）
- ④ 特定目的信託の受益証券（資産流動化法に定める特定目的信託の受益証券をいう。）
- ⑤ 匿名組合出資持分証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 2 項第 5 号に定める匿名組合出資持分をいう。）
- ⑥ 外国の法令に準拠して組成された①乃至⑤に掲げる資産と同様の性質を有する資産

2. 本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。

(1) その他の特定資産（なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含む。）

- ① 預金
- ② コールローン
- ③ 国債証券（金商法に定めるものをいう。）
- ④ 地方債証券（金商法に定めるものをいう。）
- ⑤ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法に定めるものをいう。）
- ⑥ 資産流動化法に規定する特定社債券（資産流動化法に定めるものをいう。）
- ⑦ 社債券（金商法に定めるものをいう。）
- ⑧ 譲渡性預金証書
- ⑨ 貸付信託の受益証券（金商法に定めるものをいう。）
- ⑩ コマーシャル・ペーパー（金商法に定めるものをいう。）
- ⑪ 金銭債権（投信法施行令に定めるものをいい、⑭に該当するものを除く。）
- ⑫ 株券（金商法に定めるものをいう。）
- ⑬ 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で③から⑦まで又は⑨、⑩若しくは⑫に掲げる証券又は証書の性質を有するもの
- ⑭ 海外不動産保有法人に対する金銭債権
- ⑮ 信託財産を主として①乃至⑭に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ⑯ 有価証券（投信法施行令第3条第1項に基づくものをいう。以下同じ。但し、上記で該当するものを除く。）

(2) デリバティブ取引に係る権利（本項においては、投信法施行令に定めるものをいう。）

(3) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。）

3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産などに付随して若しくは第28条に定める投資態度に照らして又は借入れに際して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。

- (1) 商標法に基づく商標権等（商標権又はその専用使用权若しくは通常使用权をいう。）
- (2) 著作権法に基づく著作権等
- (3) 動産（民法に定めるものをいい、再生可能エネルギー発電設備に該当するものを除く。）
- (4) 温泉法において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
- (5) 特定出資（資産流動化法に定めるものをいう。）
- (6) 民法上の組合の出資持分（上記で該当するものを除く。）
- (7) 各種の損害保険契約及びそれに基づく権利又は利益
- (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定割当量その他これに類似するもの

又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）

(9) 地役権

(10) 中小企業等協同組合法に定める出資

(11) 信用金庫法に定める出資

(12) 前条第3項に基づき本投資法人が投資を行う国又は地域における不動産等を主たる投資対象とする場合における、当該国又は地域の法令に基づいて組成される権利等（当該国又は地域における法令に基づく不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする信託の受益権と同様又は類する性質を持つ権利等を含む。但し、上記で該当するものを除く。）

(13) 国外の資産について、専ら当該資産に係る資産運用を行うことを目的とする国内外の法人の発行する株式（その他の出資を含む。但し、上記で該当するものを除く。）

(14) その他不動産関連資産などへの投資に付随して又は前条に定める投資態度に照らして取得が必要又は有用となるその他の権利

4. 本投資法人は、上記のほか、投資法人の組織運営に伴い保有するその他の権利を取得することができる。

第30条（投資制限）

1. 前条第2項（1）⑪に掲げる金銭債権及び同号⑫に掲げる有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、余資の運用の場合には安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとし、その他の場合は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。
2. 前条第2項（2）に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、本投資法人の運用資産に関わる為替リスク、その他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

第31条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）

1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として、運用資産に属する全ての不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）について、賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）するものとする。
2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際して、敷金、保証金等その他これらに類する金銭を受入れ又は差入れることがあり、それらの金銭を受入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。
3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。

第32条（資産評価の原則）

1. 本投資法人は、運用資産の評価に当たっては、投資主のために慎重かつ忠実にかかる業務

を行うものとする。

2. 本投資法人は、運用資産の評価に当たって、評価の信頼性の確保に努めるものとする。
3. 運用資産の評価に当たっては、継続性を原則とする。

第 33 条 （資産評価の方法、基準及び基準日）

1. 本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」その他の諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については外貨建取引等会計処理基準に従い会計処理及び評価を行うものとする。

- (1) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産（第 29 条第 1 項（1）、（2）①乃至③に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とする。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとする。

- (2) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権若しくは外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産を信託する信託の受益権又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産（第 29 条第 1 項（2）④又は⑧に定めるもの）

信託の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第 23 号）に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産が（1）に掲げる資産の場合は（1）に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権若しくは地上権若しくは外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産（第 29 条第 1 項（2）⑤又は⑧に定めるもの）

信託の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第 23 号）に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が（1）に掲げる資産の場合は、（1）に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (4) 不動産に関する匿名組合出資持分又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産（第 29 条第 1 項（2）⑥、⑧又は⑨に定めるもの）

匿名組合出資持分の構成資産が(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。

- (5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産(第29条第1項(2)⑦又は⑧に定めるもの)

信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産である匿名組合出資持分について(4)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (6) 有価証券(第29条第1項(2)⑨若しくは(3)又は第2項(1)③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬若しくは⑯に定めるもの)

有価証券が満期保有目的の債券の場合には取得原価で評価する。但し、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法に基づいて算定された価額とする。なお、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価により評価する。

- (7) 金銭債権(第29条第2項(1)⑪又は⑭に定めるもの)

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とする。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とする。

- (8) 金銭の信託の受益権(第29条第2項(1)⑮に定めるもの)

信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が(6)又は(7)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。

- (9) デリバティブ取引に係る権利(第29条第2項(2)に定めるもの)

- ① デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。
- ② 金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものには、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針に定める金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。

- (10) その他

上記に定めがない場合には、投信法、投資法人の計算に関する規則、投信協会の評価

規則に準じて付されるべき評価額又は我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。

2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。なお、外貨建資産について円換算額を付する場合には、資産評価の基準日の為替相場により換算することとする。

- (1) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権、又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

- (2) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権（外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産を含む。）を信託する信託の受益権、不動産に関する匿名組合出資持分、又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産

信託財産又は匿名組合の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

- (3) デリバティブ取引に係る権利（第1項(9)②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した又は為替予約等の振当処理を採用した場合）

第1項(9)①に定める価額

3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、第29条第1項(3)又は第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。

第34条 （決算期）

本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。

第35条 （金銭の分配の方針）

1. 分配方針

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、投信協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」に従うものとする。

- (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法第136条第1項に規定する利益をいう。

- (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変

更があった場合には変更後の金額とする。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする(但し、分配可能金額を上限とする。)。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができるほか、一時差異等調整積立金の積み立て及び一時差異等調整引当金の戻入れができるものとする。

(3) 分配金に充当せず留保した利益及び決算期までに稼得した利益については、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用を行うものとする。

2. 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前項(2)で定める分配金額に当該営業期間の減価償却費の100分の60に相当する額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。なお、本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を考慮の上、当該営業期間の減価償却費の100分の60に相当する額を上限として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、利益を超える金銭の分配の実施を不適切と判断した場合、利益を超える金銭の分配は行わない。

3. 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の口数に応じて分配する。

4. 分配金請求権の除斥期間

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとする。なお、未払分配金には利息は付さないものとする。

第36条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)

1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費その他の維持管理費用若しくは分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、又は本投資法人の債務の返済(敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人

債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。なお、資金を借り入れる場合は、金商法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第 67 条の 15 に規定する機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。

2. 前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。
3. 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ 1 兆円とし、かつその合計額が 1 兆円を超えないものとする。

第 37 条 （資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）

1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。

（1）運用報酬

本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬として、下記の運用報酬Ⅰと運用報酬Ⅱを資産運用会社に対して支払う。但し、運用報酬Ⅰと運用報酬Ⅱの合計金額は、運用報酬の計算対象たる営業期間の決算期における本投資法人の貸借対照表に記載された総資産額（総資産額の計算方法については、下記①の規定に準じる。以下本号において同じ。）に 100 分の 0.4 を乗じた値に相当する金額（以下「運用報酬上限金額」という。）を上限とする。すなわち、以下の計算式で算出される。

運用報酬上限金額＝運用報酬の計算対象たる営業期間の決算期における本投資法人の貸借対照表に記載された総資産額×0.4%

① 運用報酬Ⅰ

本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額（但し、本投資法人が海外不動産保有法人の株式又は出資（以下「海外不動産保有法人関連出資」という。）を保有している場合は、海外不動産保有法人関連出資並びに本投資法人が保有する海外不動産保有法人に対する金銭債権及び海外不動産保有法人の発行する債券（もしあれば）（以下、本(1)において「海外不動産保有法人関連出資等」と総称する。）に係る金額を控除し、当該海外不動産保有法人に係る海外不動産保有法人総資産額（以下に定義される。以下同じ。）を加えた額とする。）に、100 分の 0.3 を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じ、更に当該営業期間の実日数を乗じた金額を 365（但し、当該営業期間の初日がうるう年に含まれる場合は、366）で除して得られる金額（1 円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。すなわち、

以下の計算式で算出される。

運用報酬Ⅰ＝（本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額－本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された海外不動産保有法人関連出資等に係る金額＋当該海外不動産保有法人に係る海外不動産保有法人総資産額）×0.3%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率×当該営業期間の実日数÷365（但し、当該営業期間の初日がうるう年に含まれる場合は、366）（1円未満切捨て）

なお、「海外不動産保有法人総資産額」とは、本投資法人の直前の営業期間の決算期（以下、本①において「基準決算期①」という。）以前に到来する当該海外不動産保有法人の決算期のうち直近のもの（以下、本①において「直近決算期」という。）の時点での監査済財務諸表（但し、当該海外不動産保有法人において、直近決算期から基準決算期①までの間に、当該期間に属する一定の日（以下、本①において「臨時決算日」という。）の時点での監査済財務諸表（以下、本①において「臨時監査済財務諸表」という。）が作成されている場合には、直近の臨時決算日（以下、本①において「直近臨時決算日」という。）の時点での臨時監査済財務諸表）の数値に基づき本投資法人の財務諸表に記載されている当該海外不動産保有法人の邦貨建ての総資産額を、当該海外不動産保有法人の直近決算期又は直近臨時決算日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。

本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間の決算期までに資産運用会社に対して支払う。

② 運用報酬Ⅱ

「本投資法人の当該決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済投資口の総口数（但し、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己投資口の口数を除いた数をいうものとする。）で除した金額（以下「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）に、「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」を乗じ、更に100分の0.001を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。

運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×NOI×0.001%を上限として別途合意する料率（1円未満切捨て）

本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間の決算確定後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。

なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される税引前当期純利益（運用報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前）の金額をいうものとする。

本投資法人が海外不動産保有法人関連出資を保有している場合は、上記 NOI の計算に際して、海外不動産保有法人に係る NOI（もしあれば。以下「控除対象 NOI」という。）は控除し、控除対象 NOI に係る本投資法人の営業期間の決算期（以下、本②において「基準決算期②」という。）以前に到来する当該海外不動産保有法人の決算期のうち直近のもの（以下、本②において「直近決算期」という。）の時点での監査済財務諸表（但し、当該海外不動産保有法人において、直近決算期から基準決算期②までの間に、当該期間に属する一定の日（以下、本②において「臨時決算日」という。）の時点での監査済財務諸表（以下、本②において「臨時監査済財務諸表」という。）が作成されている場合には、各臨時監査済財務諸表）の数値に基づき本投資法人の財務諸表に記載されている当該海外不動産保有法人の邦貨建ての不動産賃貸収益及び不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。以下本②において同じ。）の金額（但し、当該海外不動産保有法人について、本投資法人の営業期間より前の営業期間に係る運用報酬Ⅱの計算において、既に算入された不動産賃貸収益及び不動産賃貸費用の金額が含まれている場合には、当該金額を控除する。）に当該海外不動産保有法人の直近決算期又は各臨時決算日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額を加えるものとする。

(2) 取得報酬

本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産（但し、第 29 条第 1 項 (2) ⑨に掲げる資産を除く。以下本号及び次号において同じ。）又は海外不動産保有法人関連出資を取得（合併による取得の場合を除く。）した場合、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資（海外不動産保有法人関連出資を除く。）による場合は出資金、海外不動産保有法人関連出資による場合は海外不動産保有法人取得代金（以下で定義される。）を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を除く。）に、100 分の 0.5（但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合（海外不動産保有法人と本投資法人が定める利害関係人との取引の場合を含む。）は 100 分の 0.25 とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1 円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。

なお、「海外不動産保有法人取得代金」とは、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した場合の海外不動産保有法人の取得代金を、当該取得日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該取得日時点での本投資法人

の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。
本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日（海外不動産保有法人関連出資による場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した日をいう。以下、本(2)において同じ。）が属する月の翌月末日まで（但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、取得日が属する月の末日まで）に、資産運用会社に対して支払う。

(3) 処分報酬

本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を処分し、又は海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分し、それにより譲渡益が発生した場合、処分報酬として、その処分代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により処分した当該不動産関連資産の評価額、海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産の処分の場合は海外不動産保有法人処分代金（以下で定義される。）を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに処分に要する費用（もしあれば）を除く。）に、100 分の 0.5（但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合（海外不動産保有法人と本投資法人が定める利害関係人との取引の場合を含む。）は 100 分の 0.25 とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1 円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。

なお、「海外不動産保有法人処分代金」とは、海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分した場合の海外不動産保有法人の処分代金を、当該処分日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該処分日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。

本投資法人は、かかる処分報酬を、当該資産の処分日（海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産の処分の場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分した日をいう。以下、本(3)において同じ。）が属する月の翌月末日まで（但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、処分日が属する月の末日まで）に、資産運用会社に対して支払う。

(4) 合併報酬

本投資法人と他の投資法人との間の合併（新設合併及び本投資法人が吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人となる吸収合併を含む。以下同じ。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合には、合併時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産又は海外不動産保有法人関連出資の合併時における評価額の 100 分の 0.5（但し、本投資法人が定める利害関係人との合併の場合は 100 分の 0.25 とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金

額（1円未満を切捨てる。）を、当該合併の効力発生日から3ヶ月以内に、資産運用会社に対して支払う。

2. 資産運用報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払に係る資産運用報酬に、それに係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）又は口座間振替の方法により支払うものとする。

第38条 （損益の帰属）

資産運用会社の運用により本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は、全て本投資法人に帰属する。

第39条 （諸費用の負担）

1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、本投資法人の一般事務受託者、本投資法人の資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び当該資産運用会社が立替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担する。
2. 前項に加え、本投資法人は、原則として以下に掲げる費用を負担するものとし、その詳細については、当該一般事務受託者、当該資産保管会社又は当該資産運用会社との契約の定めによる。
 - (1) 投資口又は新投資口予約権の発行、上場及び上場維持に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。）
 - (2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
 - (3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
 - (4) 法令に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）
 - (5) 本投資法人の公告に係る費用並びに広告宣伝及びIR活動等に関する費用
 - (6) 専門家等に対する報酬及び費用（フィナンシャルアドバイザー、法律顧問、税務顧問、会計顧問、不動産鑑定評価、資産精査、及び司法書士等を含む。）
 - (7) 執行役員、監督役員に係る実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
 - (8) 運用資産の取得及び処分並びに維持管理及び運営に関する費用（デューディリジェンス等の調査費用、信託報酬及び信託費用、媒介手数料、広告宣伝費、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）
 - (9) 借入金及び投資法人債に係る利息、融資手数料又は引受手数料その他の諸費用

- (10) 本投資法人の格付け取得及び維持に係る費用
- (11) 本投資法人の運営に要する費用
- (12) その他前各号に付随関連する又はそれらに類する本投資法人が負担すべき費用

第40条 （消費税及び地方消費税）

本投資法人は、本規約で別段の明示の定めがある場合を除き、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法上課税対象項目とされるもの（以下、併せて「課税対象項目」と総称する。）に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお、本規約記載の金額は、本規約において別段の定めがあるものを除き、すべて消費税等抜き金額とする。

第8章 業務及び事務の委託

第41条 （資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）

1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。本投資法人の資産の運用を行う資産運用会社は、イオン・リートマネジメント株式会社とする。
2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に関連する事務であって投信法及び投信法施行規則により第三者に委託しなければならないとされる事務については、第三者に委託する。
3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、発行する新投資口予約権及び投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務並びに自己投資口の取得に関する事務（投信法施行規則に定める各事務のことをいう。）は、募集の都度又はその必要に応じて適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。

第9章 附則

第42条 （変更の効力発生）

第37条第1項の変更については、2026年2月1日にその効力を生じるものとする。

なお、本章の規定は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。

以 上

制定 2012 年 11 月 27 日
改定 2013 年 8 月 28 日
改定 2015 年 10 月 14 日
改定 2017 年 10 月 16 日
改定 2021 年 10 月 21 日
改定 2023 年 10 月 25 日
改定 2025 年 10 月 23 日